

令和7年度 職員提案 各提案審査内容

提出された職員提案について審査を行い、下記のとおり判定した。

【提案一覧】

受付番号	提案	提案件名	判定結果	ページ
1	一般	庁舎内安全対策①（センサーライトの設置）	実施検討	3
2	一般	庁舎内安全対策②（カーブミラー等の設置）	研究課題	5
3	一般	家庭での二酸化炭素吸収（ゼロカーボン）の取組と意識向上	実施困難	7

【参考】鳥栖市職員提案に関する規程(抜粋)

別表第3 評価基準

評価項目	評価項目の内容
着眼力・提案努力	これまで気づくことのなかった新たな課題の発見及び問題意識がある。 本市に係る未解決問題等へ新たな対処法の提案である。 提案者自身の勉強・研鑽・分析等を評価できる。
市民サービスの向上	市民ニーズ（行政需要）に応えるものである。 市民の経費負担や手間を軽減し、又は待ち時間を短縮する。 本市のイメージアップ（信頼・安心・満足）につながる。
効果性 行政効率の向上及びその他行政効果の増大	業務の時間短縮になる。 職員の労務軽減につながる。 行政コストの節減につながる。 情報の共有化及び有効活用につながる。 改善等の効果が現れるものである。 業務の廃止、縮小又は効率化につながる。 財源の確保・歳入の増加につながる。 職員の勤労意欲の向上や意識改革につながる。 他の業務への適用や準用（波及効果）が期待できる。
実現性・実施可能性	具体的な改善・改革の提案である。 問題点の分析がされ、解決の方法及び行程が明示されている。 技術的に対応できる。 改善に要する経費が適当である。 法令・制度・システムの大幅な改正を伴わずに実施できる。 職員、市民等の協力を得ることができる。

別表第4 一般提案及び特定提案の判定区分

判定区分	基 準
実 施	提案の内容を実施することが適當なもの
実施検討	実施に向けた検討を行うことが適當なもの
研究課題	課題解決に向け、更なる研究を行うことが適當なもの
実施困難	提案の内容を実施することが困難なもの
実施不適	提案の内容が不適當なもの

別表第6 改善報告の判定

判定区分	基 準
優 秀	公益上の効果が認められ、全庁的に実施すべき内容であるもの
優 良	公益上の効果が認められるもの
佳 作	一定の効果は認められるが、更なる検討が必要なもの
通 常	通常業務の一環と認められるもの

【受付番号1:一般提案】 庁舎内安全対策①(センサーライトの設置)

1. 提案内容（概要）

新庁舎西側階段扉開閉時の接触事故等の防止のため、センサーライト（センサー式で扉の向こう側に人がいる事を点滅して知らせる器具）を設置する。

2. 担当課意見（総務課）

【検討結果】 実施可能

西側階段室に試験的に1台設置し、効果を確認する。

3. 事前審査集計結果

審査評価表【各審査委員による事前審査結果】		集計 (○の数)
着眼力・提案努力	これまで気づくことのなかつ新たな課題の発見や問題意識がある	1
	本市に係る未解決問題等へ新たな対処法の提案（改善報告）である	1
	提案者自身の勉強・研鑽・分析等を評価できる	0
市民サービスの向上	市民ニーズ（行政需要）に応えるものである	0
	市民の経費負担や手間を軽減し、又は待ち時間を短縮する	0
	本市のイメージアップ（信頼・安心・満足）につながる	0
行政効率の向上及び その他行政効果の増大	業務の時間短縮になる	0
	職員の労務軽減につながる	1
	行政コストの節減につながる	0
	情報の共有化や有効活用につながる	0
	改善等の効果が現れるものである	3
	業務の廃止・縮小又は効率化につながる	0
	財源の確保・歳入の増加につながる	0
	職員の勤労意欲の向上や意識改革につながる	1
実現性・実施可能性	他の業務への適用や準用（波及効果）が期待できる	1
	具体的な改善・改革の提案である	3
	問題点の分析がされ、解決の方法及び行程が明示されている	2
	技術的に対応できる	6
	改善に要する経費が適当である	4
	法令・制度・システムの大幅な改正を伴わずに実施できる	6
	職員、市民等の協力を得ることができる	2

4. 各委員からの意見

- ・不用意に扉を開ける者と扉が開くかもしれないにもかかわらず不用意に近づく者、双方の想像力の欠如に起因する事故ではないのか？お互いに注意して通行するという当たり前のことを徹底するべき。
- ・提案要件に該当するか疑問
- ・安全対策だけの視点でなく、視覚的なデザイン等も取り入れたものがあれば、認知しやすくなり、立ち止まりのきっかけにもなったのでは、もう一工夫。

- ・西側扉は主に職員が使用するが、職員のマナーの問題。インフォメーションでお知らせをすれば済む問題と考える。費用は必要ない。
- ・1階執務室から廊下に出る際に、時々同様な状況に遭遇します。まずは、市民の方も利用する場所から試験的な導入に理解します。
- ・鳥栖市職員提案に関する規程の目的に合致した提案とは思えない。
- ・これまで職員向けに見通せない扉の開閉について注意喚起がなされていたが、来庁者が開閉する際には急に開いた扉に衝突する事態もあったものと想像する。
- ・センサーライトの設置も効果的だが、まずは扉への「向こう側に人がいるかもしれない」旨の注意書きがあつても良いのではないか。
- ・担当課の意見のとおり、試験的な導入効果の確認が必要と考える。
- ・職員提案というよりも職場改善要求では？
- ・センサーライトが設置されたとしても、人の往来が想定される場所での注意を心掛けることが必要。
- ・電池交換や機器の盗難防止など運用面も含め検証が必要。

5. 判定結果

【結果】	実施	実施検討	研究課題	実施困難	実施不適
【理由】					
<p>当該箇所は職員のみならず来庁者も利用する箇所である。庁舎の構造に精通していない来庁者に近い視点で、視覚的な注意喚起により庁舎利用者の安全性を向上させる提案である。</p> <p>まずは担当課において試験的に導入し、実施に向けた検討を行うとともに、通行者に対する効果的な注意喚起を行う。</p>					

【受付番号2:一般提案】 庁舎内安全対策②(カーブミラー等の設置)

1. 提案内容（概要）

- 廊下の曲がり角や給湯室の出入口付近などの接触事故防止のため、通路に以下の工夫を施す。
- ①曲がり角、給湯室やトイレ出入口などに屋内用カーブミラーを設置する。
 - ②通路中央にテープ等を貼り、両側に矢印表示して、右側通行を励行する。

2. 担当課意見（総務課）

【検討結果】 修正すれば実施可能

庁舎内の通路については、公道と同様に安全に注意しながら通行する必要がある。物理的対応の前に、市職員として前方注視や安全確認などの意識づけが必要。
市民サービス向上のため、職員への意識啓発を図る。

3. 事前審査集計結果

審査評価表【各審査委員による事前審査結果】		集計 (○の数)
着眼力・提案努力	これまで気づくことのなかった新たな課題の発見や問題意識がある	0
	本市に係る未解決問題等へ新たな対処法の提案（改善報告）である	0
	提案者自身の勉強・研鑽・分析等を評価できる	0
市民サービスの向上	市民ニーズ（行政需要）に応えるものである	0
	市民の経費負担や手間を軽減し、又は待ち時間を短縮する	0
	本市のイメージアップ（信頼・安心・満足）につながる	0
行政効率の向上及び その他行政効果の増大	業務の時間短縮になる	0
	職員の労務軽減につながる	0
	行政コストの節減につながる	0
	情報の共有化や有効活用につながる	0
	改善等の効果が現れるものである	2
	業務の廃止、縮小又は効率化につながる	0
	財源の確保・歳入の増加につながる	0
	職員の勤労意欲の向上や意識改革につながる	1
実現性・実施可能性	他の業務への適用や準用（波及効果）が期待できる	0
	具体的な改善・改革の提案である	3
	問題点の分析がされ、解決の方法及び行程が明示されている	1
	技術的に対応できる	3
	改善に要する経費が適当である	2
	法令・制度・システムの大幅な改正を伴わずに実施できる	6
	職員、市民等の協力を得ることができる	1

4. 各委員からの意見

- ・曲がり角には死角が生じていることに留意し通行することを地道に徹底していくほかない。カーブミラーを設置したことに安心し不用意に通行するならば事故は防げない。
- ・提案要件に該当するか疑問
- ・安全対策だけの視点でなく、視覚的なデザイン等も取り入れたものがあれば、認知しやすくなり、立ち止まりのきっかけに

もなったのでは、もう一工夫。

- ・庁舎西側部分は主に職員が使用するが、職員のマナーの問題。インフォメーションでお知らせをすれば済む問題と考える。あえて対応するなら、廊下の角に中心線（『 』）を引けば費用は必要ない。
- ・意見書のとおりだと思います。給湯室の件については、熱湯を持った職員が特に周囲の状況に気を付けるべきだと思います。
- ・鳥栖市職員提案に関する規程の目的に合致した提案とは思えない。
- ・給湯室については、ほとんどが職員の利用であると思われるが、まずは給湯室を出る人が給湯室の外側に人がいるかもしれないとの意識を持つことが先決ではないか。
- ・必要性と効果に疑問がある。
- ・市職員等への意識啓発と注意発起で対応可能である。
- ・職員提案というよりも職場改善要求では？
- ・来庁者同士の衝突・接触の低減を図るため、来庁者の往来があり死角がある場所に設置してはいかがか。

5. 判定結果

【結果】	実施	実施検討	研究課題	実施困難	実施不適
【理由】					
通行者の注意を促す視覚的な工夫により庁舎内危険個所の安全性を高める提案である。					
しかしながら、カーブミラーの設置や床面表示により得られる効果は限定的であるため、まずは主として使用する【職員】に対し、効果的に注意喚起を行うことが好ましい。					
提案者には、動線や視認性を鑑み、庁舎内危険個所の安全性を高めるより効果的な提案を期待したい。					

【受付番号 3:一般提案】家庭での二酸化炭素吸収(ゼロカーボン)の取組みと意識向上

1. 提案内容（概要）

記念樹の受け取り機会の平等性の向上や家庭でのゼロカーボン推進の意識促進のため、記念樹の種類に室内で育てやすい観葉植物を加える。

2. 担当課意見（都市整備課）

【検討結果】実施不可能

人生記念樹の配布は、「郷土緑化」の推進を図ることを目的として、緑の募金を財源とし、昭和 50 年から取り組んでいる事業である。

公益財団法人さが緑の基金が緑の募金を財源に実施する「市町緑化事業」の樹種に「観葉植物」は含まれていないため、現状での実施は困難である。

一方で、マンションやアパートなど庭のない住居にお住いの方からの要望を踏まえ、令和 7 年 4 月から配布樹種と配布対象の見直しを行った。配布樹種として、従来の「もちの木」「さざんか」「つづじ」「もくせい」の 4 種に加え、鉢植えが可能な「アジサイ」、「ブルーベリー」、「オタフクナンテン」を追加した。配布対象として、従来の出生者に加え、住宅を新築・購入された方を追加した。

3. 事前審査集計結果

審査評価表【各審査委員による事前審査結果】		集計 (○の数)
着眼力・提案努力	これまで気づくことのなかつ新たな課題の発見や問題意識がある	0
	本市に係る未解決問題等へ新たな対処法の提案（改善報告）である	1
	提案者自身の勉強・研鑽・分析等を評価できる	0
市民サービスの向上	市民ニーズ（行政需要）に応えるものである	4
	市民の経費負担や手間を軽減し、又は待ち時間を短縮する	0
	本市のイメージアップ（信頼・安心・満足）につながる	5
行政効率の向上及び その他行政効果の増大	業務の時間短縮になる	0
	職員の労務軽減につながる	0
	行政コストの節減につながる	0
	情報の共有化や有効活用につながる	0
	改善等の効果が現れるものである	1
	業務の廃止、縮小又は効率化につながる	0
	財源の確保・歳入の増加につながる	0
	職員の勤労意欲の向上や意識改革につながる	1
実現性・実施可能性	他の業務への適用や準用（波及効果）が期待できる	0
	具体的な改善・改革の提案である	4
	問題点の分析がされ、解決の方法及び行程が明示されている	1
	技術的に対応できる	2
	改善に要する経費が適当である	1
	法令・制度・システムの大幅な改正を伴わずに実施できる	1
	職員、市民等の協力を得ることができる	1

4. 各委員からの意見

- ・多様な住環境へ適応することを主目的とした方が理解が得やすいか？
- ・アピールするのにはもう少しインパクトがあればよいが。
- ・緑の基金の該当ではないため、慎重な対応が必要。
- ・記念樹に関しては、担当課の検討結果から難しいと思います。家庭でのゼロカーボンの取り組みについては、以前の「ゼロカーボンへの道」のようにある程度定期的に紹介してみては
- ・提案の記念樹の種類に室内で育てられる観葉植物を加えることは、すでに鉢植えが可能な樹種が加えられていたが、着眼点としては評価できる。また、実施上の課題においても、財源を気にするなど、ポイントは押さえていると思う。
- ・担当課は財源を理由に実施不可能と判断しているが、市民ニーズがあるのならば、さが緑の基金の樹種の拡充を要望するなどできないのか。
- ・人生記念樹での施策なら寿命の長い観葉植物（枯れにくい）の調査が必要である。

5. 判定結果

【結果】	実施	実施検討	研究課題	実施困難	実施不適
【理由】					
市民にとって、「緑化推進」及び「ゼロカーボン推進」に係る意識啓発の機会をより身近にするための提案である。 現状においては、公益財団法人さが緑の基金が実施する「市町緑化事業」の樹種に「観葉植物」は含まれないため、実施は困難であるが、令和7年度より鉢植えが可能な樹種が新たに追加されたことから、提案内容は一定程度実現していると思われる。					